

SNS 配信用動画制作業務 公募規程

SNS 配信用動画制作業務委託者を募集します。

令和 8 年 3 月 24 日

世界遺産連携推進実行委員会
会長 平泉町長 青木 幸保

1. 事業の概要

(1) 業務名

SNS 配信用動画制作業務

(2) 事業の趣旨

世界遺産平泉エリア（一関市・奥州市・平泉町）には、食や観光名所など豊富な魅力ある観光資源が多く存在している。

当エリアの観光誘客における新たな需要の獲得と誘客促進を目的に、SNS で活用するためのショート動画を制作し、当エリアに行きたいという共感を生み出すことで、SNS を利用する若年層に向けたブランディングと次世代のファン獲得を目指す。

(3) 事業の内容

※その他「SNS 配信用動画制作業務委託事業者の選定に係るプロポーザル実施要領」による。

(4) 委託料の上限

3,000,000 円（消費税及び地方消費税含む。）

※令和 8 年度世界遺産連携推進実行委員会事業計画及び収支予算が議決されなかった場合は、本件業務委託手続きについて停止の措置を行うことがある。

(5) 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 10 日（水）

(6) 担当部局（書類の提出先、問合せ先）

世界遺産連携推進実行委員会事務局

〒029-4102 岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山 45 番地 2

平泉町役場観光商工課内

電話：0191-46-5572 FAX：0191-46-3080

電子メール：kanko@town.hiraizumi.iwate.jp

2. 参加資格等

この提案に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3) 令和 8 年 3 月 24 日（火）から本件業務の提案書等の提出の日までのいずれかの日においても、岩手県、平泉町、奥州市及び一関市の指名停止又は指名保留の借置期間中でない者であること。
- (4) 令和 8 年 3 月 24 日（火）から本件業務の提案書等の提出の日までのいずれかの日においても、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申し立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者ではないこと。
- (5) 銀行の取引停止又は差押えを受けていない者であること。

- (6) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- (7) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条2号に規定する暴力団ではないこと。
- (8) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人でないこと。
- (9) 上記(7)及び(8)、それらの構成員（以下「暴力団等」という。）の利益となる活動（暴力団等と取引をし、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。以下同じ。）を行う法人等でないこと。
- (10) 役員等（法人の場合は、役員及び経営に事実上参加している者、法人格のない団体にあつては、その代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が暴力団等の利益となる活動を行う法人等でないこと。
- (11) 役員等が暴力団等社会的に不適切な交友関係（相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交友関係をいう。）を継続的に有している法人等でないこと。
- (12) 本件業務と同等程度の業務を令和2年4月1日以降に履行した実績を有すること。
- (13) 共同企業団体（JV）による参加の場合は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とします。
 - ① 共同企業団体のすべての構成企業が、上記(1)から(11)の条件を満たしていること。
 - ② 共同企業団体のうちいずれかの構成企業が、上記(12)の条件を満たしていること。

3. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 2の参加資格に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の企画提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 企画提案書等提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) その他、不正な行為があったとき。

4. その他

- (1) 本業務の提案への参加に係る費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。